

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下高齢者虐待防止法)は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することがきわめて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する支援等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的として平成18年4月1日から施行されている。

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を加害者の区分として、

(1)養護者による高齢者虐待 (2)養介護施設従事者等による高齢者虐待

虐待の行為類型として

(ア)身体的虐待 (イ)性的虐待 (ウ)心理的虐待 (エ)介護・世話の放棄・放任 (オ)経済的虐待

に分け、以下のように定義しています。

高齢者： 65才以上の者

養護者： 現に高齢者を養護するものであって養介護施設従事者等以外の者

養介護施設従事者等： 老人福祉法(昭和32年法律第133号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者。

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加えること。

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(養護者による)介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による上記(身体的・心理的・性的虐待)に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

(養介護施設従事者等による)介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(養護者又は高齢者の親族による)経済的虐待

当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(養介護施設従事者等による)経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

「障害者虐待」の定義

障害者虐待防止法では、障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる。また、ここでいう障害者には18歳未満の者も含まれます。

障害者虐待防止法では、障害者虐待を加害者の区分として、

(1) 養護者による障害者虐待 (2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 (3) 使用者による障害者虐待
虐待の行為類型として

(ア) 身体的虐待 (イ) 性的虐待 (ウ) 心理的虐待 (エ) 放棄・放置 (オ) 経済的虐待
に分け、以下のように定義しています。

養護者： 障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

障害者福祉施設従事者等： 障害者総合支援法等に規定する障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する者

使用者： 障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

(養護者による) 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(障害者福祉施設従事者等、使用者による) 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(養護者による) 放棄・放置

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

(障害者福祉施設従事者等による) 放棄・放置

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(使用者による) 放棄・放置

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の労働者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準じる行為を行うこと。

(養護者による) 経済的虐待

養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(障害者福祉施設従事者等、使用者による) 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所	年齢	福祉施設・事業						企業	学校 病院 保育所
		障害者総合支援 法		介護保 険法等	児童福祉法				
		障害福 祉サー ビス事 業所 (入所系、 日中系、訪 問系、GH 等含む)	相談支 援事業 所	高齢者 施設等 (入所系、 通所系、訪 問系、居住 系等含む)	障害児 通所支 援事業 所	障害児 入所施 設等 ※3	障害児 相談支 援事業 所		
18歳未 満	児童虐待 防止法 ・被虐待 者支援 (都道府県) ※1			—	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)	児童福祉 法 ・適切な 権限行使 (都道府県) ※4	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)		
18歳以 上65歳 未満	障害者虐 待防止法 ・被虐待 者支 援 (市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (都道府県 市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	— 【特定疾病 40歳以上】	(20歳まで) ※2	(20歳まで)	—	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 労働局)	障害者虐 待防止法 ・間接的 防止措置 (施設長・ 管理者)
65歳以 上	障害者虐 待防止法 高齢者虐 待防止法 ・被虐待 者支 援 (市町村)			高齢者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	—	—	—		

重複部分

- ※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。
なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。
- ※2 放課後等デイサービスのみ
- ※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第33条の10）
- ※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。